（記載上の注意）
1　［略］
2　「媒介件数」及び「媒介額」欄の（　）には、規格化された貸付商品（第16条第１項第１号イに規定する規格化された貸付商品をいう。）の媒介件数及び媒介額を内書すること。

［３・４　略］		
（保険媒介業務）		
［１～３　略］		
（有価証券等仲介業務）		
［１・２　略］		
（貸金業貸付媒介業務）		
［１・２　略］		
Ⅲ	［略］	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		

附　則

この府令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

府　令・省　令

○内閣府・総務省令第十三号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百二十条第一項第七号及び第八号並びに第百四十九条第一項第七号及び第八号の規定に基づき、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年十一月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（郵便貯金銀行の子会社対象金融機関等を子会社とすることについての認可の申請）	（郵便貯金銀行の子会社対象金融機関等を子会社とすることについての認可の申請）
第四条　郵便貯金銀行は、法第百十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第二項ただし書又は第四項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。	**第四条**　郵便貯金銀行は、法第百十一条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）、第二項ただし書又は第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　当該認可に係る子会社対象金融機関等に関する次に掲げる書類	四　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　業務の内容（当該認可に係る子会社対象金融機関等が銀行法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社（第十三条第一項第九号及び第十一号において「銀行業高度化等会社」という。）である場合には、業務の内容及び当該業務を遂行する体制）を記載した書類	ロ　業務の内容（当該認可に係る子会社対象金融機関等が銀行法第十六条の二第一項第十二号の三に掲げる会社（第十三条第一項第十二号及び第十四号において「銀行業高度化等会社」という。）である場合には、業務の内容及び当該業務を遂行する体制）を記載した書類
［八・ニ　略］	［八・ニ　同上］